

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 9 月 9 日

月 曜 日

第 3666 号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 1
- 平成25年度地籍調査事業計画の変更 2

公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施
- 土地改良区の役員の就退任 5

告 示

富山県告示第380号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成25年 9 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立 支援医療の種類 | 病院又は診療所 において担当す べき医療の種類 | 指定年月日 |
|-----------------|------------------|--------------------|-------------------------------|---------------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| さくら薬局富山 北の森店 | 富山市森三丁目 3番18号 | 精神通院医療 | | 平成25年 9 月 1 日 |

富山県告示第381号

平成25年度地籍調査事業計画の変更について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 9 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 変更に係る地籍調査を行う者の名称及び調査地域

| 調査を行う者の名称 | 事業の内容 | 調査地域 |
|-----------|-------|---|
| 上市町 | 地籍調査 | 中新川郡上市町 若杉、荒田、森尻、柳町、湯上野、 法音寺、上法音寺、大坪、横法音寺、 稗田、正印新、正印、三日市、 上経田 |

2 変更に係る調査期間

平成25年 8 月 27 日から平成26年 3 月 31 日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成25年 9 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項**(1) 調達物品等の名称及び数量**

高級揮発油 予定数量 7,500リットル

普通揮発油 予定数量 66,500リットル

軽油 予定数量 13,000リットル

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第 152号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

(3) 富山県庁本庁舎を起点として、半径 3 km 以内に 2 以上の給油所を有し、かつ、そのうち少なくとも半径 2 km 以内に 1 給油所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、平成25年9月18日正午までに入札説明書に定める入札申込書を、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成25年9月9日から9月17日までの間（日曜日及び土曜日及び国民の祝日

に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成25年 9 月18日 正午

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 平成25年 9 月20日 午後 3 時

(2) 開札の場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、平成25年 9 月19日午後 5 時15分までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 高級揮発油及び普通揮発油

1 リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 軽油

1リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額から軽油引取税の額を控除した金額に、当該金額の100分の5に相当する額及び軽油引取税を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税の額を控除した金額の105分の100に相当する金額に、軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

土地改良区の役員の就任

四千石用水利土地改良区の役員に次の者が平成25年7月29日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

理 事 中 野 義 博

下新川郡朝日町山崎4454番地

土地改良区の役員の退任

水橋三郷土地改良区の役員であった次の者が平成25年7月3日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

理 事 浅 井 哲 夫

富山市水橋開発 535番地

同 松 井 久 義

同 水橋常願寺 778番地 2

同 平 野 清 澄

同 水橋金尾新 272番地 2

同 大 橋 國 夫

同 水橋池田町 91番地

同 廣 瀬 友 憲

同 水橋池田館 249番地

同 笹 木 幸 一

同 水橋肘崎 22番地

同 大久保 博

同 水橋的場 304番地

同 木 田 純 正

同 水橋小路 4 番地

同 浦 田 泰

同 水橋沖 359番地

同 藤 井 宗 逸

同 水橋二杉 95番地

同 堀 田 悟

同 水橋新堀 215番地

同 林 英 彦

同 水橋中村 223番地

監 事 高 橋 勤

同 水橋開発 492番地

同 山 岡 啓太郎

同 水橋金尾新 271番地

同 土 反 敏 克

同 水橋伊勢屋 160番地

土地改良区の役員の就任

水橋三郷土地改良区の役員に次の者が平成25年7月4日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 山 岡 啓太郎 | 富山市水橋金尾新 271番地 |
| 同 | 堀 田 悟 | 同 水橋新堀 215番地 |
| 同 | 廣 瀬 友 憲 | 同 水橋池田館 249番地 |
| 同 | 大 橋 國 夫 | 同 水橋池田町 91番地 |
| 同 | 林 清 隆 | 同 水橋中村 299番地 |
| 同 | 笹 木 幸 一 | 同 水橋肘崎 22番地 |
| 同 | 堀 田 和 男 | 同 水橋市田袋 117番地 |
| 同 | 泉 廣 明 | 同 水橋小路 42番地 |
| 同 | 浦 田 泰 | 同 水橋沖 359番地 |
| 同 | 藤 井 宗 逸 | 同 水橋二杉 95番地 |
| 同 | 松 井 久 義 | 同 水橋常願寺 778番地 2 |
| 同 | 浅 井 哲 夫 | 同 水橋開発 535番地 |
| 監 事 | 高 松 眞 雄 | 同 水橋高堂 60番地 |
| 同 | 大久保 博 | 同 水橋的場 304番地 |
| 同 | 藤 井 信一郎 | 同 水橋二杉 187番地 |

土地改良区の役員の退任

大山大庄土地改良区の役員であった次の者が平成25年8月9日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所
理 事 中 川 士 富山市善名 232番地

土地改良区の役員の退任

常西用水土地改良区の役員であった次の者が平成25年8月9日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所
理 事 中 川 士 富山市善名 232番地

土地改良区の役員の退任

常願寺川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が平成25年8月9日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所
理 事 中 川 士 富山市善名 232番地